

## えどがわママパパ応援給付事業 Q & A

質問		回答
<b>1. 本事業について</b>		
1-1	この事業の目的はどういったものですか？	コロナ禍における子育てを応援するため、家事・育児支援サポーターの利用に替えて、5万円相当の時短家電等の家事支援用品を給付することにより家事の負担感を軽減し、子育て環境の向上を図ることを目的としています。
1-2	「家事・育児支援サポーターの利用に替えて」とはどういう意味ですか？	江戸川区は令和4年1月より、家事・育児支援事業「えどがわママパパ応援隊」を実施しています。本事業の利用は、原則として「えどがわママパパ応援隊」との選択制で、いずれか一方の申し込みが可能です。
<b>2. 対象者について</b>		
2-1	この事業の対象家庭の条件は何ですか？	以下の①～④の全てに該当する児童を養育している家庭です。 ①令和4年度に1歳または2歳の誕生日を迎える児童（令和2年4月2日～令和4年4月1日生まれ） ※現在2歳であっても、令和4年度に3歳を迎える児童は対象となりません。 ②事業案内通知の送付があった月の1日現在、江戸川区に住民登録がある児童 ※本事業は、原則として江戸川区に居住実態があることを前提とします。 ③事業案内通知の送付があった月の1日現在、保育サービスを利用していない児童 ④令和4年度において東京都内の区市町村で同様の趣旨の事業を利用していない児童
2-2	保育サービスとは何ですか？	認可保育所、認定こども園、認証保育所、保育ママ、地域型保育施設、企業主導型保育施設など、児童を定期的に預かるサービスのことです。 一時預かりや認定こども園を除く幼稚園、インターナショナルスクールは保育サービスに含まれません。
2-3	世帯収入の額により、対象外となることはありますか？	収入による要件はありません。
2-4	外国人は本事業の対象となりますか？	住民基本台帳に記録されている外国人は対象となります。

## えどがわママパパ応援給付事業 Q & A

質問		回答	
2-5	DV等が理由で避難をしているため住民票を移していませんが、本事業を利用することはできますか？	DV等が理由で避難をしているために江戸川区に住民票を移していない方であっても、質問2-1の要件に該当している場合は本事業を利用することができます。申込方法等をホームページに掲載しておりますのでご確認ください。	
2-6	なぜ0歳児が対象児童にならないのですか？	0歳児に対しては「東京都出産応援事業」を実施しているため、本事業の対象とはなりません。詳しくは右のページよりご確認ください。	<a href="#">東京都出産応援事業</a>
<b>3. 実施期間について</b>			
3-1	この事業はいつまで実施されますか？	本事業は東京都の補助事業(とうきょうママパパ応援事業)を活用して実施するものです。現時点では東京都の補助が令和4年度限りであるため、令和4年度に限定して実施いたします。	
<b>4. 事業案内通知について</b>			
4-1	事業案内通知はいつ届きますか？	事業案内通知は対象児童の誕生月に送付されます。発送スケジュールについては以下の表をご覧ください。	
		対象児童の生年月日	事業案内通知 発送時期
		令和2年4月2日～8月1日／令和3年4月2日～8月1日	7月15日頃
		令和2年8月2日～9月1日／令和3年8月2日～9月1日	8月15日頃
		令和2年9月2日～10月1日／令和3年9月2日～10月1日	9月15日頃
		令和2年10月2日～11月1日／令和3年10月2日～11月1日	10月15日頃
		令和2年11月2日～12月1日／令和3年11月2日～12月1日	11月15日頃
		令和2年12月2日～令和3年1月1日／令和3年12月2日～令和4年1月1日	12月15日頃
		令和3年1月2日～2月1日／令和4年1月2日～2月1日	1月15日頃
		令和3年2月2日～3月1日／令和4年2月2日～3月1日	2月15日頃
令和3年3月2日～4月1日／令和4年3月2日～4月1日	3月15日頃		

## えどがわママパパ応援給付事業 Q & A

質問		回答
4-2	対象になる児童が複数いる場合、通知はどうなりますか？	事業案内通知は対象児童ごとに発送します。 つきましては、対象児童ごとに5万円相当の給付を受けることも可能です。 誕生日が異なる1歳と2歳のきょうだいがいる場合については、質問4-1のスケジュールで該当する月に通知を送付します。 ふたごやみつごの場合は、同じ月に通知を送付します。
4-3	事業案内通知が届かないのですが？	質問2-1の対象要件に該当しているか確認してください。質問4-1のとおり、通知は対象児童の誕生日に送付されます。なお、通知は保育サービスの利用状況など区が把握している範囲内で対象者を選定したうえで送付しています。
4-4	届いた通知を紛失してしまいました。	ホームページ下部の「お問い合わせ先」にご連絡ください。
<b>5. 申請の流れ</b>		
5-1	具体的な申請の流れはどういうものですか？	①事業案内通知に同封の本事業のチラシに記載されている二次元コードから「専用の申込サイト」にアクセスし、利用申請する。 ②申請時に登録したメールアドレスに、「家事支援用品選択サイト」のアドレス、ID、パスワードが届く。 ③「家事支援用品選択サイト」にアクセスをして、5万円相当のポイントの範囲内で希望する家事支援用品を選択する。 ④選択した家事支援用品が送付される。
5-2	ポイントを分けて申請することはできますか？	家事支援用品の選択は1回限りで、残ポイントがあっても同ポイントはご利用できません。

## えどがわママパパ応援給付事業 Q & A

質問		回答
5-3	どれくらいで商品が届きますか？	専用の申込サイトへの利用申請から、概ね3週間を目安に家事支援用品選択サイトのアドレス、ID、パスワードをご案内します。 家事支援用品選択サイトでの商品の選択から概ね1カ月を目安に、家事支援用品を送付します。
5-4	事業案内通知に記載の申請受付期限後に申請できますか？	原則として、事業案内通知に記載の申請受付期限までに申請してください。 申請受付期限を過ぎてしまった場合は、ホームページ下部の「お問い合わせ先」にご連絡ください。
5-5	令和4年度中に区内に転入した場合や、保育園等を途中で退園した場合の対応はどうなりますか？	転入した家庭や退園等により保育サービスの利用を終了した家庭には、区が把握をした翌月に通知を送付します。 (既に事業案内通知が発送された誕生月の児童)
5-6	事業案内通知を受け取った後に、区外へ転出した場合や保育園等に通り始めた場合の対応はどうなりますか？	事業案内通知の送付があった月の1日現在で資格要件の確認をいたします。 同月2日以降に転出した家庭や保育サービスの利用を開始した家庭も本事業の対象となります。 転出した家庭はお住まいだった江戸川区の住所地に通知を送付いたします。
5-7	インターネット環境がなく、WEBでの申し込みが出来ません。	インターネット環境がない方は個別で対応をさせていただきますので、ホームページ下部の「お問い合わせ先」にご連絡ください。

## えどがわママパパ応援給付事業 Q & A

質問		回答	
<b>6. 家事支援用品について</b>			
6-1	家事支援用品とはどのようなものですか？	家事の負担感の軽減を目的として、5万円相当の時短家電等を給付します。具体的には、炊事や洗濯、掃除等に係る家事支援用品を複数用意し、5万円相当のポイントの範囲内で選択していただきます。ホームページに家事支援用品例を掲載しておりますので、ご確認ください。	
6-2	家事支援用品の初期不良には対応してもらえますか？	家事支援用品に初期不良があった場合には、家事支援用品選択サイトのコールセンターにご連絡ください。	
6-3	家事支援用品に保証はついてますか？	原則として、家事支援用品到着後1年間のメーカー保証がついています。	
<b>7. 家事・育児支援事業（えどがわママパパ応援隊）との関係について</b>			
7-1	えどがわママパパ応援隊との選択制とは何ですか？	<p>本事業の利用は、原則として家事・育児支援サポーターの派遣事業「えどがわママパパ応援隊」との選択制で、いずれか一方の申し込みが可能です。</p> <p>本事業は、原則として1歳又は2歳の誕生日を基準とし申請が可能となるため、誕生日をもっていずれか一方の事業を選択していただきます。（4～6月生まれの場合は7月1日が選択基準日となります。）</p> <p>そのため、誕生日（選択基準日）までは「えどがわママパパ応援隊（旧事業：よちよち応援隊を含む）」を利用していただくことが可能です。</p> <p>誕生日（選択基準日）以降に「えどがわママパパ応援隊」を利用した場合は、原則として本事業の申し込みが出来なくなりますので、ご注意ください。</p>	
7-2	えどがわママパパ応援隊とはどんな事業ですか？	<p>3歳未満のお子さんまたは多胎の妊婦がいるご家庭に家事支援サービスを提供する家事・育児支援サポーターを派遣することで、家事育児の負担感を軽減し、お子さんとの大切な時間を笑顔で過ごせるよう応援する事業です。（お子さんの年齢やきょうだいの人数などにより、利用時間や利用要件が異なります。）</p> <p>利用料は、500円／1時間となります。（保育サービスを利用していない0歳児がいるご家庭は14時間まで無料でご利用いただけます。）</p> <p>詳しくは右のページよりご確認ください。</p>	<a href="#">えどがわママパパ 応援隊</a>

## えどがわママパパ応援給付事業 Q & A

質問		回答
7-3	えどがわママパパ応援隊との併用はできますか？	<p>質問7-1にありますように、原則としては選択制となりますが、下記の場合は両事業をご利用いただくことが可能です。なお、本事業の家事支援用品の給付は「えどがわママパパ応援隊」の利用時間20時間に相当します。詳しくはホームページ下部の「お問い合わせ先」にご連絡ください。</p> <p>例1) 令和4年度に「えどがわママパパ応援給付事業」を利用した1歳の対象児童が、令和5年度に2歳の誕生日を迎えた場合。</p> <p>例2) 1歳児と2歳児のきょうだいの場合。</p> <p>例3) 対象児童に0歳児のきょうだいがいる場合。(利用可能上限時間数160時間)</p> <p>例4) 3歳未満の多胎児(ふたご、みつご等)がいる場合。</p>
7-4	えどがわママパパ応援隊との併用例は？	<p>質問7-2にありますように、諸条件により両事業をご利用いただくことが可能です。その際は「えどがわママパパ応援隊」の利用可能上限時間数から20時間が除されます。</p> <p>例) 第1子：2020年7月生まれ・第2子：2022年5月生まれの家庭                  2022年7月に第1子が2歳を迎え、家事支援用品給付を申し込んだ場合、                  「えどがわママパパ応援隊」において0歳・2歳のきょうだいの利用可能上限時間数は180時間ですが、180時間－20時間＝160時間となります。</p>
<b>8. その他</b>		
8-1	家事支援用品を譲り渡してもいいですか？	給付された家事支援用品は、譲り渡し、転売または担保に供することはできません。